

## 平成31年 第3回蔵王町農業委員会総会議事録

第3回蔵王町農業委員会総会は、平成31年3月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫
9番	平間 博		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	村上 智彦
會田 照	平間 昭男	鈴木 好和
山家 照雄	川村 富士男	我妻 義明
佐藤 雄一	杉山 由美子	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

山家 文一 大和 憲男

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 砂金 毅  
書記 佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告事項2 非農地証明願について
- 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (参与制限)
- 日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第8 第5号議案 非農地証明願について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第3回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は11名であります。  
山家文一推進委員、大和憲男推進委員からは欠席の報告がありました。  
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。  
これより、平成31年第3回蔵王町農業委員会総会を開催いたします本日  
の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を  
進めます。
- 議 長 日程第1議事録署名委員の指名を行います。蔵王町農業委員会会議規則  
第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ござい  
ませんか。  
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、3番菅井啓二委員、4番佐藤良彦委員の  
2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知につ  
いてを議題といたします。事務局に報告をさせます。  
[事務局長より報告]
- 議 長 報告が終わりましたので質問を許します。  
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
- 議 長 日程第3 報告事項2 非農地証明願の提出がありましたので、内容に  
ついて事務局に説明をさせます。  
[事務局長より説明]
- 議 長 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指  
名いたします。  
7番、佐藤ゆり委員、8番、武田明夫委員を指名します。
- 議 長 説明と指名が終了しましたので質問を許します。  
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第3報告事項2を終わります。
- 議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
を議題といたします。事務局に説明をさせます。  
[事務局長朗読説明]
- 事 務 局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当し  
ないため、許可要件を満たしていると思われれます。

申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。

また、周辺農地への影響の有無については、4名の委員により現地調査済みです。

議 長 では、周辺農地への影響について、現地調査した委員は、結果を報告してください。

議 長 [5番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 次の日程第5 第2号議案は議事参与の制限がございます。7番佐藤ゆり委員の退席を求めます。

議 長 [7番佐藤ゆり委員 退場]

議 長 日程第5 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について参与制限の案件を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

事務局 長 申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。

事務局 長 また、周辺農地への影響の有無については、4名の委員により現地調査済みです。

議 長 では、周辺農地への影響について、現地調査した委員は、結果を報告してください。

議 長 [5番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

5番委員 今回の現地調査ですが、場所が分からずにいたところ、たまたま申請人がそばに居て、現地を確認した訳なんですけども。現地は事務局でも見るんですよね。その後に委員が確認するわけなんですけれども、どうせなら経費節減にもなりますし、一緒に一回で済ませられないか、そうすれば場所を見つけやすい。検討して欲しい。

事務局 事務局で委員の現地調査前に現地を見るのは、どこにどう行けばいいのかをお知らせできるようにするためもありますが、申請に対して現地が問題ないか、例えば3条の現地であつても見たら非農地状態ということもあ

り、その土地を3条から除いて非農地証明願を出すよう指導することもあります。

委員と一緒に1回でということですが、そうした場合、申請の補正が間に合わず、翌月の議案にずれ込む恐れもありますし、委員と事務局が一緒に迷う場合もあり得ます。

新任の委員さんの場合には事務局も同行するつもりですが、それ以外については、その都度、今回同行して欲しいと委員さんから要望していただければ随行するのはやぶさかではありません。しかし、毎回一緒に一回でというのは難しいです。

6 番 委 員 長 確かに一緒に現地を見つけれないというのでは困る。しかし、一緒に行くメリットとしてどういった観点でチェックすべきかといった相談も出来る。毎回でなくとも要請があればということなので、よろしく願いしたい。

議 長 時と場合に応じてというか、委員が現地調査に出発する朝の打ち合わせの段階でも要請があればお願いしたい。特に判断に迷うような場合にはお願いしたい。

事 務 局 調査の公用車ですが、事務局も行くとも5人乗りで5人乗車で、目いっぱいだったり、定員を超えてしまうこともあるかもしれない。

推進委員2名には是非現地を見て欲しいと思うが、委員は9名でローテーションも早く回る。今後、委員は1名ずつの体勢にするとか、検討したいので、今でなくともご意見をいただきたい。

議 長 今回の事務局の提案については、状況を見ながら判断していきたい。

議 長 他に、質問はありませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。7番 佐藤ゆり委員入場を許可します。

[7番 佐藤ゆり委員 入場]

議 長 日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

事 務 局 長 なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

農地区分は議案書のとおりとなります。

また、判断基準等、詳細については別紙調査書のとおりです。  
現況等については、4名の委員により現地調査済みです。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  
[6番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。  
7番委員 議案6番の田について、今回は耕作しないのか。  
事務局 申請の田畑ともほぼ全面積で砂利採取しますので休耕します。  
鈴木推進委員 位置図を見る申請地の中に道路か通路があるが、これはどうすのか。  
事務局 図面的には道路の表記がありますが、実際の現地にはこの道路はありません。

議 長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6第3号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第7第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。  
[事務局長朗読説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

議 長 詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。  
5番委員 説明が終わりましたので質問を許します。  
11ページ議案13番、の借り人は酪農家だっと思うが経営状況に牛が記載されていない。この申請は個人で、牛は法人の経営分だからか。

事務局 申し訳ありません。乳牛150頭の記載漏れでした。記載願います。

議 長 悪いことではないが、法人を経営していながらなぜ個人で申請なのかという目で見られる場合もある。そこははっきりしていおいた方がいい。

5番委員 個人の営む法人でも機会を貸借して支払いをしたりしている。そういった部分はハッキリしておくべきだ。

事務局 長 そのように徹底していきたい。  
質問はありませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第7第4号議案は原案の

とおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第8 第5号議案 非農地証明願についてを議題といたします。現況調査委員は報告をしてください。

[5番委員により現況報告]

議長 報告が終わりましたので、質問を許します。

8番委員 この議案、台帳が畑で現況が山林とある。植林でもしたのか。

5番委員 生えているのは自然林です。

8番委員 これは山林という表現を使うべきでないのではないか。

事務局 議案書にも記載してありますが、台帳が畑で現況が山林とあるのは願出書の内容であります。委員の確認では灌木が生えていますが原野という見立てで、最終的に地目の認定は法務局の仕事です。

8番委員 事務局で申請時点で植林でもしたのかどうか確認して原野なら原野と訂正させるべきでないか。植林したとすればいつ植林したかを調べる必要もある。

8番委員 申請時に現況を訂正してもらえる方法を考えてもらった方が良いのではないか。

議長 山林というのは人工林ばかりでなく、自然林でも山林になるのではないか。これは申請者の判断で山林だったが、委員が確認して原野だろうとなった。最終的には法務局で判断するというところでいいにでないか。

事務局 地目の判定については勉強して、窓口で指導すべきというのであればそうしたい。

事務局 願出書の訂正をお願いするなら、少なくとも現地を見た後でなければならぬと思う。現地も見ないで訂正しなさいという事はありません。

4番委員 いままでこういった事で法務局からの指導はないわけでしょう。

事務局 ありません。法務局として非農地証明の意味は農業委員会が農地ではないと判断したという点にあります。決してこちらでの地目判定に従うという訳ではありません。また、指導もありません。

事務局 この山林という表記は、あくまで願出人の主観であります。本当に山林かどうかは委員が現地を見ます。今回も原野と判断しました。そして、最終的には登記官の職権で判定されます。こういった流れの中で申請時に訂正までさせる必要性はあるのでしょうか。

5番委員 農業委員会としては、農地かどうかだけでいいんですね。

事務局 そうなります。

8 番 委 員 畑に植林するのは違法ではないのか。

事 務 局 苗畑というものもあります。それは畑ですが、そのまま放っておいて木が大きくなったというのは違反です。どのくらいの大きさまでかという線引きは難しいが、苗木であれば問題はない。

8 番 委 員 普段、畑に無断で木を植えてはだめだと言っている。しかし、問題ないというのであれば考えを変えなければならない。

事 務 局 ケースごとに考えなければならない。山林化を目的とした違法なものであれば事務局に一報いただいて一緒に対応したい。

鈴木推進委員 畑に風除けに植えるのもまずいか。

事 務 局 営農に影響の無い防風林であれば問題ない。怪しいものはケースごとに対応したい。

3 番 委 員 畑に苗木を植えて、結構大きくなっているそう言う場所もある。

事 務 局 長 苗木は明確に畑です。それは、その畑にずっと定着させるのではなく流通の対象です。では、大きいとダメかという大きな庭木を借養生させている場合もあります。これも畑としての利用と認められます。

ですから見た目だけの判別でなく、そこの農地所有者が造園業や林業関連の生業で生計を立てているとか、あるいは、そういうものに一切関係ないのに木を植え始めたとか、そういう観点からも見る必要があると思われ

ます。

議 長 私も仙台で造園業をしていて、蔵王町で庭木を畑に植えている人からどこまでならいいかと聞かれた事がある。造園業というのもハッキリしているし、私は移動できるものなら問題ないと答えた。さすがに動かせなくなるのはまずい。

佐藤推進委員 檜とかヒバが植えてあるのを見た事がある。

事 務 局 長 木を植えて将来その木を、家を建てるのに使うというのは、農業でなく林業になる。違反である。

事 務 局 それは転用申請が必要です。

議 長 他に質問はありませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がありませんので採決いたします。日程第8第5号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

(午前10時52分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成31年4月25日

議長

---

3番

---

4番

---